

環境マネジメントシステム導入報告書

| | |
|---|---|
| (宛 先) 京 都 府 知 事 | 2017年8月25日 |
| 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒617-8550 京都府長岡京市馬場岡所1番地 | 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 三菱電機株式会社 京都製作所 所長 中嶋 博樹 |
| 環 境 マ ネ ジ メ ン ト シ ス テ ム の 名 称 | 三菱電機株式会社京都地区環境マニュアル (ISO14001:2004・JISQ14001:2004) |
| 適 用 範 囲 | 三菱電機株式会社京都地区 |
| 導 入 年 月 日 | 1998年 6月 22日 |
| 認 証 番 号 | 登録番号:EC98J1021 |
| 基 本 方 針 | 1.事業活動を通じ、環境汚染の予防及び環境保全の向上に努める。 2.地域住民・関係諸官庁とのコミュニケーションを密にし、地域の環境保護・地域社会との調和と貢献に努める。 3.環境マネジメントシステム、環境パフォーマンスの向上を図り、継続的な改善をする。 4.環境に関わる法令・協定等の要求事項を順守する。 5.環境目的・目標及びプログラムを策定し、環境汚染の予防を推進する。 |
| 環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標(以下「目標」という。) | 2016年度環境マネジメントプログラム目標値 1.生産時CO2排出量の削減:349t-CO2/2016年度(理論排出削減量) 2.製品物流でのCO2削減:0.083t/t以下を維持(製品1tあたりの輸送t-CO2排出量) 3.製品使用時のCO2削減。(製品機種毎に削減目標を設定) 4.製品の資源投入量の削減。(製品機種毎にプラスチック・金属材料の削減目標を設定) 5.ゼロエミッション率:0.1%未満(総排出量当たりの直接埋立廃棄物の削減) 6.廃棄処分量:130t/2016年度以下。 |
| 目標を達成するための取組の内容 | 1.生産時CO2排出量の削減:最新高効率機器(エアコン、LED照明)への更新・発熱生産装置の断熱強化及び省エネパトロール等の啓蒙活動を実施。 2.製品物流でのCO2削減:物量に応じた輸送手段調整強化による積載効率の向上と直ドレージ展開によるCO2排出量の削減。 3.製品使用時のCO2削減:LED光源の採用の製品拡大(ディスプレイウォール)、パワーマネジメントの導入製品に拡大・改善(フォトプリンター)を実施。 4.製品の資源投入量の削減:主要部材(プラスチック、金属部材)の軽量、肉厚の薄型化等コンパ外設計・改善をした製品の拡大。 5.ゼロエミッション率:埋立廃棄物の中間処理化により埋立処分量を削減。 6.廃棄処分量:発生抑制(無駄買い抑制)と分別周知徹底。 |
| 目標を達成するための取組の進捗状況 | 2016年度目標に対する進捗 1.生産時CO2排出量の削減:829t-CO2/2016年度(理論排出削減量) 2.製品物流でのCO2削減:0.073t/t(製品1tあたりの輸送t-CO2排出量)以下。 3.製品使用時のCO2削減:対象製品機種で全て目標を達成。 4.製品の資源投入量の削減:対象製品機種でプラスチック・金属材料の削減目標を達成。 5.ゼロエミッション率:0.09%(総排出量当たりの直接埋立廃棄物の削減) 6.廃棄処分量:122t/年 |
| 目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価 | 2016年度環境マネジメントプログラムで策定した、目標値は全て達成できた。 |
| 事業活動に係る法令の遵守の状況 | 2016年度に計画した順守評価項目に基づき、四半期毎に「順守状況を確認・報告」を実施。2016年度実績は、行政報告・届出は遅滞なく実施済み。行政より指摘・指導はなし。 |
| 環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容 | 環境マネジメントシステム・環境パフォーマンスの見直しとレビューを毎年、年度末に実施している。 以下、見直し内容 1.内部環境監査:システムは問題なし。指摘撲滅の改善アクションプランを継続実行すること。 2.法的要求事項及びその他の要求事項の順守状況の評価と確認:順守できている。今後も継続し抜けない管理を行うこと。 3.苦情を含む外部の利害関係者からのコミュニケーションの有無を確認:1件→工事前に近隣への周知と民家に面する部分の防音対策を施していたが、工事出入口の際に開口部の防音扉に閉止の不徹底により工事音が漏れ近隣より苦情があった。出入工事関係者への騒音苦情に関する教育並びに工事出入口ルール徹底を行った。 4.環境パフォーマンス、目的及び目標の達成状況の確認:全て目標をクリア 5.環境パフォーマンス、目的及び目標に対する不適合・是正処置の有無の確認:特になし。 6.経営者による見直し:製品関連は欧州RoHS II 対応の新化学物質管理システムを2017年度から運用できること。また、環境法規制の制定・改正に合わせ違法管理を徹底のこと。2017年度にISO14001全社一括認証取得と環境マネジメントシステムの2015年版規格への対応を行うこと。 |

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。